

政 策 大 綱

【令和 8 年度】

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会自由民主党議員団では、令和８年度埼玉県予算並びに施策の編成に関し、政務調査会が中心となり、『令和８年度自民党県議団政策大綱（合計 434 項目）』として取りまとめましたので、県政推進にあたり積極的なご配慮をお願い申し上げます。

令和7年10月15日

埼玉県知事

大 野 元 裕 様

埼玉県議会自由民主党議員団

団 長 田 村 琢 実
政務調査会長 荒 木 裕 介

各 項 目 数

1. 総括的事項 … … … … … 32項目 (3～8頁)
2. 企画財政部関係 … … … … … 38項目 (9～15頁)
3. 総務部関係 … … … … … 15項目 (16～18頁)
4. 県民生活部関係 … … … … … 18項目 (19～21頁)
5. 環境部関係 … … … … … 11項目 (22～23頁)
6. 農林部関係 … … … … … 20項目 (24～27頁)
7. 福祉部関係 … … … … … 49項目 (28～34頁)
8. 保健医療部関係 … … … … … 35項目 (35～39頁)
9. 産業労働部関係 … … … … … 18項目 (40～42頁)
10. 企業局関係 … … … … … 6項目 (43頁)
11. 県土整備部関係 … … … … … 54項目 (44～48頁)
12. 都市整備部関係 … … … … … 12項目 (49～50頁)
13. 教育局関係 … … … … … 76項目 (51～61頁)
14. 危機管理防災部関係 … … … … … 14項目 (62～63頁)
15. 警察本部関係 … … … … … 23項目 (64～66頁)
16. 下水道関係 … … … … … 6項目 (67頁)
17. 八潮市道路陥没事故関係 … … … … … 7項目 (68～69頁)

合 計 項 目 434項目

はじめに

米国の関税措置、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の不安定化などは、わが国を含む世界経済に大きな影響を与えている。県内でも物価高騰等を通じて家計や中小・小規模事業者の経営が圧迫されており、激変緩和策に加え、継続的かつ機動的な支援が求められる。

中長期的に見ても、本県が直面する最重要課題は人口減少と超少子高齢化である。本県の総人口は令和2年の734万人をピークに減少に転じ、令和22年には700万人を下回り、高齢化率は約34%に達すると見込まれ、税収の減少や社会保障費の増大は、本県財政に大きな影響を及ぼすであろう。とりわけ生産年齢人口の減少は、地域の担い手不足を加速させるなど、本県の社会経済構造に大きな変革が求められる。

そこで、埼玉県議会自由民主党議員団は、こどもまんなか社会の実現に向け、一人ひとりの多様性を尊重しつつ、子ども・若者の教育環境の充実と子育て世代に寄り添う支援を強力に推進する「人への投資」を進める。また、県経済の大動脈となる県内アクセス道路の整備、県民が求めるインフラ・施設の整備、新たな時代に適応した県庁舎や地域機関の再整備による「強靱な県土づくり」を推進し、さらに「DXと行政改革」を加速する。これらにより、持続的な経済成長と地域社会の自律的發展を実現し、力強い消費を喚起して、経済の好循環を確立するべく、ここに政策大綱を提言する。

1. 自民党が目指す埼玉県の将来像（総括的事項）

① 「人への投資」の推進

- ・ 埼玉県こども・若者基本条例を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けた、子育て世帯に対する切れ目のない支援に対し、予算の拡充をすること。
- ・ デジタルを活用し、保護者に対してプッシュ型で情報提供するなど、子育て支援メニューの見える化を進めること。
- ・ こども・若者が安全で安心して過ごし、自分らしくいられる居場所を確保するため、ユニバーサル型及びターゲット型を問わず、地域のニーズや特性を考慮して、こども・若者の意見を反映した居場所づくりを推進すること。
- ・ 私立学校の健全運営及び保護者の経済的負担の軽減等を図るため、更なる助成の充実を図ること。
- ・ 介護や保育に従事する職員の確保・育成・定着・離職防止のため、処遇改善への支援を確実に実施すること。
- ・ 埼玉県ケアラー支援条例に基づき、ケアラー及びヤングケアラーの支援に努めること。
- ・ 埼玉県引きこもり支援に関する条例に基づき、引きこもり状態にある方が相談できたり、そうした方に伴走可能な団体を拡充させること。また、

そうした団体の周知を図ること。さらに、各団体の特徴を活かした形で、県全体でなく圏域（ブロックごと）での団体間のつながりづくりを支援し、その役割をわかりやすく広めていくことで、ひきこもり状態にある者及びその家族が身近なところで必要な支援を受けられる仕組みを整えるよう努めること。

- ・ 県内病院での医師不足と地域偏在化の解消を図ること。看護職員及び看護補助員や理学療法士等の医療従事者の確保・定着を図ること。

- ・ 東京都への医療・保育・介護等の人材流出の解消、予算格差の是正を国に求めること。

② 「強靱な県土づくり」の推進

- ・ 防災や減災に戦略的に取り組む県土強靱化を推進し、災害に強い街づくりを進めること。また、頻発・激甚化する水害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、下水道整備も含め水害リスクに備えた街づくりを進めること。

- ・ 埼玉版 FEMA について、災害想定シナリオの状況設定や連携すべき関係機関のバリエーションを工夫すること。また、災害発生時に障害をお持ちの方など様々な県民が被災する可能性を踏まえて、シナリオを検討すること。

- ・ 公共事業の取組に当たっては、品質の確保と競争の原理に基づく入札制度の実施に努め、最低制限価格の設定を行うこと。また、県内中小企業の受注機会の拡大と県産品の最大限の活用のため、地元

業者への発注や分離・分割発注、発注・施工時期の平準化と適正な工期の確保、公正な設計変更と工事検査の実施を図ること。

- ・工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルにおける調査基準価格の引き上げを速やかに行い、災害時に対応可能な地元業者の育成を図ること。

- ・機動的な財政出動の観点から、公共事業予算を増大させること。社会基盤は県民生活の向上に大きく寄与することから、必要な事業に対しての予算確保を強力に推進すること。

- ・投資的経費については、シーリングを設けず必要性を十分鑑みて前倒しで事業を推進すること。また、県の技術系職員を増員し、市町村の技術系職員不足の支援を図ること。

- ・防災力向上のため、情報収集に必要な Wi-Fi 環境を整備するとともに、IoT やビッグデータ・AI・DX・ドローンなど先端技術を積極活用すること。

- ・県内鉄道網の輸送力強化に向け、各鉄道の延伸については、県として早期着工や延伸に向けての取組に努めること。JR 川越線等既存の鉄道については、複線化・車両編成増加等の施策実現に努めること。また、JR 羽田空港アクセス線西山手ルートの実業化推進を図ること。

- ・県庁の建替えについては、現在地での建て替えと移転する場合の必要経費の差を算出するとともに、完成までのスケジュールを明確にし、早期に実施設計まで進めること。

- ・ 地域機関の建替えについては、地域機関の在り方などを総合的に検討しつつ、建替え時期の平準化を踏まえ、着実に推進すること。

- ・ 埼玉版スーパーシティプロジェクトについては、市町村と民間企業等をつなぐマッチング機会の更なる増加を図るとともに更なる人的及び財政的支援の強化を図ること。また、予算の上限を各施策の規模によって見直し、国の補助金との連携も視野に入れること。

そして、ガバメントピッチとの予算・研究費の紐づけを行い、マッチングの実現と事業化に向けて精度を上げること。

- ・ 昨年、夏の暑さが例年になく厳しいものとなっている。建築土木の現場では、安全管理上適切な休息を取ることが必要になり、かつ酷暑に対する装備を行うことが必須になっている。こうした現実を踏まえ、公共工事の積算に当たっては、夏が工期に含まれる工事に対し、暑さ対策を十分に考慮した工期設定や積算を適切に行うこと。

③ 「D X と行政改革」の推進

- ・ 情報システム統合基盤の安定運用を図るとともに、統合基盤上のシステムの県市町村共同クラウドへの移行を適切に進めること。合わせて、行政手続きの電子化を進め、県民の利便性の向上や経費削減を図ること。また、国が進める「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」の推進のため、市町村を支援すること。

- ・ 鶴ヶ島ジャンクション周辺地域再生整備基本計画を着実に実行すること。その中で、超スマー

ト社会への取組を行う企業を支援・拡充するための「産業支援施設」や「ロボティックスセンター」を整備するとともに、産業集積を目指した取り組みが進んでいることを踏まえ、計画内容をアップデートし、全国に発信できる整備を実現させること。

- ・県職員数の適正化を図るとともに、中途採用も含め民間経験者等を積極的に採用すること。

- ・予算編成に当たっては、EBPM（証拠に基づく政策立案）を推進し、各種事業の原資となる税金・公金が効果的に充てられるよう努めること。

- ・電子申請・届出サービス・施策PR等をはじめとした行政手続き等を100%電子化すること。また、ワンストップ申請システムの構築やバックオフィス連携による添付資料の省略等を一体的に推進し、更なる利便性の向上に取り組むこと。

- ・持続的発展と将来負担を考慮した上で、県債をさらに活用した積極的なインフラ投資を行うこと。

- ・ナショナルミニマムとして国が行うべき施策であっても、それが実現するまでの間、県民に不利益を生じさせないために、県独自の予算措置を行えるよう、その必要性・優先順位等を財源のバランスも考慮しつつ、積極的に取り組むこと。

- ・人口減少などにより財政力が弱い市町村の行政サービスを低下させないよう、広域的な連携や取り組みを県が主導して進めること。

④ 「埼玉県議会提案」の着実な推進

- ・「埼玉県５か年計画」を着実に推進すること。特に、県議会において追加提案した重点推進課題については、迅速に対応すること。
- ・各施策の進捗状況を確認し、その評価結果を踏まえて施策の進め方について必要な見直しを行うとともに、予算や組織、事業の実施方法に反映し、PDCA サイクルに基づき計画を着実に推進すること。
- ・県議会において制定した議員提案政策条例について、条例制定趣旨に則り着実な執行を図ること。

2. 部局別 施策

【2. 企画財政部関係】

1. 東京事務所は国会、中央省庁関係機関との連絡調整・情報収集など重要な業務を担っていることから、交際費等、事務所業務に必要な経費の充実を図ること。
2. 基地対策においては、周辺自治体と連携した要望活動のみならず、災害対策や防災対策における共同訓練や情報共有等を積極的に行うことで、基地との更なる連携強化と安全対策を図ること。
3. 埼玉県5か年計画の進捗状況に関しては、特に重要な事項であることから県民・議会への報告を適宜行うこと。
4. 政策の形成に関する調査及び研究に関しては、特に縦割りを廃し、窓口の一元化をするなど、部局横断型行政の強化を図ること。
5. 公営企業会計の利益については、県民に還元できるよう努めること。
6. 3基金（財政調整基金、大規模事業推進基金、県債管理基金）については、危機管理等に対応できるよう埼玉県の財政規模に見合った適切な残高を確保すること。

7. 臨時財政対策債については、国に対し早期廃止を求めること。
8. 物価や賃金の上昇を踏まえ、適正な資材価格や労務単価を反映した積算に基づき、予算措置を行うこと。
9. 予算編成に当たっては、前例を踏襲した受動的な方針に捉われることなく、未来を見据えた積極的投資を行うこと。
10. 新たな感染症の発生等により、国が一定の医療提供体制の確保等を求める場合は、十分な財政措置を講じることを国に求めるとともに、実効性ある対策を講じること。
11. DX 推進計画による県民の利便性向上の早期実現のため、ロードマップに位置付けられた取組を着実に実行するとともに、情勢変化を反映した実効性あるロードマップとなるよう絶えずブラッシュアップを行い、最新情報の発信に努めること。
12. IoT やビッグデータ・AI の活用を促進すると共に、国と民間とのデータ連携を進め、行政サービスの向上を図ること。

13. バーチャル埼玉については、県民が利用しやすい機能を拡充し、利用者数の増加を図ること。
14. DX 推進計画を着実に進めるため、必要な専門職員等の人材を確保するとともに、職員のさらなる育成に努めること。また、県民のデジタル意識の改革につなげるため、県民がデジタル技術の活用を実践する機会の提供に努めること。
15. 電子入札共同システムの再開発や税務事業におけるDX推進など、県民が直接利用する事務のDX推進にあたっては、その初段階から実際に利用する事業者や団体の意見を取り入れ、実用性の高いものとしていくこと。
16. 指定管理者制度については、地域課題の解決に対する貢献度の高い事業者が受託しやすい環境を整えるため、物価高騰や人件費増など必要な経費を考慮した適正な管理コストを算定すること。
17. 職員の定数管理については、必要な職員数の確保及び適切な人員配置を行うこと。
18. 各省庁・市町村・企業との人材交流を積極的に行うことで、相互の連携を図り、県全体の発展に尽力すること。

19. マイナンバーカードの保有枚数率が全都道府県の中でも下位にとどまっていることに鑑み、マイナンバー制度を効果的に普及・運用するための施策を講じること。また、市町村におけるマイナンバーカードの普及拡大に向けた制度導入を支援すること。
20. 国が進める「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」の推進のため、市町村を支援すること。
21. 個人情報流出などの事故が発生しないよう、情報セキュリティ研修や情報セキュリティ監査を続けること。また、市町村における情報セキュリティ対策を支援すること。
22. 自衛官の募集に関して、自衛隊の諸活動に県民がより理解が深められるような情報発信、広報を含めたサポートに努めること。
23. 地域の活力維持や地域経済の活性化、担い手の確保を進めるため、市町村と連携し移住促進施策を推進するとともに二地域居住の促進を通じた関係人口の増加を図ること。
24. 投票率の向上に向けて、計画的かつ効果的な広報を行うこと。また、住民利便性の高い場所への期日前投票所の設置促進に向けて、市町村に働きかけるとともに適切な財政措置を行うこと。

25. 人身事故解消のために駅の利用客数に関わらず、ホームドア設置や立体交差化など早期の安全対策を確立すること。
26. 超高齢社会と言われる本県において、地域公共交通の進化と確立は喫緊の課題である。中長期的視点を持って事業者支援を充実し、交通難民化を防ぐよう努めること。
27. 県は都県境や市町村をまたぐ広域的な交通網を確保し、県民の日常生活を支えているバス路線の維持・整備をすること。さらに市町村や地域住民による自主的な取組を支援すること。
28. JR 川越線・JR 八高線・東武アーバンパークラインやJR 埼京線など鉄道網の輸送力強化に向け、複線化などの実現に努めること。
29. つくばエクスプレスについては、8両編成化と東京駅延伸の早期実現に努めること。
30. 埼玉高速鉄道線については、まずは浦和美園駅から岩槻駅までの延伸を早期に着工出来るように努めること。また、埼玉スタジアム駅(仮称)の完成に向けて、事業推進を図ること。

31. 東京 12 号線、東京 8 号線、日暮里・舎人ライナー、多摩都市モノレールの延伸については公共交通の利便性向上に鑑み、東京都との具体的な連携を図るなど県として、主体的に関わること。
32. 県内鉄道網の利便性向上に繋がるJR羽田空港アクセス線西山手ルートの事業化を推進すること。
33. 戸籍謄本の郵送請求費用が、キャッシュレスで可能になるように、必要な支援と予算措置を行うこと。領収書をPDFでダウンロードできるよう支援すること。
34. 基金の運用について、他の自治体の先進事例や専門家の知見など積極的な情報収集に努め、運用益の増加を目指すこと。
35. 業務委託契約を締結する際の単価契約に含まれる戸籍等の収集費用を適切な価格へと見直し改定を行うこと。
36. 相続登記の義務化に伴う情報提供、法的アドバイスの体制を充実させること。また市町村の取り組みを支援するとともに相談業務を行うこと。
37. 「地積測量図の作成」において、法令を遵守した有資格者による作成を徹底すること。また、市町村においても遵守されるよう取り組むこと。

38. 市町村に対して、狭隘道路（4.0m以下の道路）の解消に向けて、指導及び条例案等を提示し、狭隘道路の解消に努めること。

【3. 総務部関係】

1. 職員数の適正化を図るとともにDX化に対応する人材育成に取り組むこと。そして、育成のみならず必要な専門知識やスキルを有する民間経験者等を積極的に採用すること。
2. 令和6年度から令和7年度にかけて予算総額が減少している私学助成について、私立学校の健全運営及び保護者の経済的負担の軽減等を図るため、助成のさらなる充実を図ること。
3. 私学助成を受けている幼稚園の経常費補助単価について、国の地方交付税単価等の増額に応じ、県の補助単価も同額分を増額しているが、県単独の上乗せが不十分で、一人当たりの補助単価は令和6年度1.2%、令和7年度1.7%増にしかならず、物価上昇分にも追いついていない。近隣都県との格差も生じていることから、私学助成を受けている幼稚園の健全な運営に資するよう、県単独の上乗せ補助分についても増額を図ること。
4. 県が行う補助金の支出は、地方自治法及び関係法令に則り、公平かつ適正に判断されるべきであるが、準学校法人「埼玉朝鮮学園」に関しては、教育内容や運営実態に関して不明確な点が残されていることや、我が国との外交関係に関する懸念も指摘されており、県民への説明責任を十分に果たせる状況にないと言える。ついては、現時点においては引き続き補助金の支給を見送ること。
5. 未利用県有資産については、適正な管理運営並びに有効活用に向けた進捗管理を行うとともに、地元市町村及び周辺住民に対する丁寧な説明のもと、県が率先して未利用の解消を促進すること。
6. 県税収入については、引き続き市町村との連携のもとで個人県民税対策をはじめ、徴収率100%になるよう納税方法の多様化を進めること。

7. ファシリティマネジメントの推進にあたっては、経営戦略及び県庁舎建替え等検討特別委員会における提言等を踏まえ、「維持」ありきではなく、将来を見据えた真に有効な検討を行い、議会との情報共有を図ること。
8. 公共調達における県内企業受注機会の拡大と入札・契約制度の改善を図ること。
9. 競輪事業は、大宮スーパー・ボールパーク構想の中で双輪場を複合化して再整備していく方向性となってきたが、現施設の使用期限を明確にし、民間活力を有効に活用できるものとして検討していくこと。
10. 乳幼児期から継続して非認知能力の教育を進めるとともに、効果の検証をすること。
11. 私立幼稚園への特別支援教育費補助など幼児教育の現場のニーズに適合した補助の充実を図ること。
12. ハラスメントへの理解促進のための啓発活動や研修を充実させるとともに、多様な相談体制を活かし、ハラスメント防止に取り組むこと。
13. 県庁建替えについては、令和7年度における設置場所の決定を踏まえて資金計画を含めた全体の整備計画の策定に早急にとりかかること。
14. 物価高騰や最低賃金の上昇によって、契約内容の履行が困難になっている状況や、事業継続に与える影響が顕著な場合は、単価の見直しを単年度で協議したり、物価変動リスクを考慮した条項の導入を図るなど、全庁全部局が統一した認識のもと、安定した良好なサービスを受けられるよう長期的視点での協力関係の構築に努めること。

15. 多様で柔軟な勤務形態など働き方改革を更に進め、すべての職員にとって健康的で魅力的な職場づくりを行うことにより、県民により良い行政サービスが提供できるようさらに務めること。また、人手不足が課題とされる中、必要な人材を確保し、定着させるための取組を行うこと。

【4. 県民生活部関係】

1. NPO がその目的に沿った活動を持続的かつ積極的に展開できるよう、県は助成事業のみならず、組織の自立を支援する施策を展開すること。特に、地域課題の解決を試みる NPO などに対して、その体制づくりを支援すること。
2. 埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例に基づき、部落差別のない社会を実現するための取組を推進すること。
3. 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき、県が主体的に当事者の利用しやすい電子申請方式でのパートナーシップ及びファミリーシップ届出制度の導入をはじめ、性の多様性に関する理解増進、相談体制及び暮らしやすい環境づくりに関する取組みを推進すること。
4. グローバル人材の育成について、民間の力を十分に活かしながら、海外留学支援や就職支援を行うこと。
5. 姉妹友好州省との関係において、本県のメリットに結びつく交流に絞って事業を進めること。また、これまでの姉妹友好州省との成果を鑑み、見直しや新たなパートナーシップの構築をすること。
6. 適法に在留する外国人との共生について、県として積極的に取り組むこと。
7. プロスポーツチーム等と連携し、本県の更なるスポーツ振興を展開すること。
8. 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例に基づき、県有施設の有効活用、市町村や民間と連携し、県民が身近な場所でスポーツができる環境づくりを進めること。

9. 川口市に整備中の屋内 50m水泳場は全国レベルの競技会大会や国際大会等の誘致を積極的に進めること。
10. スポーツ科学拠点の整備を着実に進め、市町村や他施設との連携体制を早期に構築すること。
11. 岩槻高齢者講習センター等の有効活用を図り、ドライバーの交通事故の発生防止及び被害軽減のため、安全サポート車等の普及を促進する施策を実施すること。
12. 悪質な迷惑運転やあおり運転を取り締まるため、ドライブレコーダーの設置率向上に向けた、普及促進に努めること。
13. 飲酒運転を防止するために、検査義務のない事業者に対してもアルコール検知器の普及促進に努めること。
14. 防犯カメラ設置事業の補助を事業の規模に関係なく充実させること。また、更新時の補助についても検討すること。さらに、補助に当たっては、事業者による設置及び更新も対象とすること。
15. 詐欺サイトから発生する被害などにつき、迅速に相談・対応が可能な体制の構築をすること。（新規）
16. 埼玉県犯罪被害者等支援条例および困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、団体や市町村への支援を強化するなどして、犯罪被害者等の支援を推進すること。
17. ユースセンターについて、バーチャルユースセンターの機能充実をはかるとともに市町村への設置を支援すること。

18. スポーツ科学拠点の整備において、競技力向上施設と体育館について、整備手法を含めた基本計画を令和7年度中に策定し、早急に施設整備に着手すること。また、その他の施設については、市町村や民間の他施設との連携体制など多角的な視点から整備計画を策定すること。

【5. 環境部関係】

1. 事業活動における地球温暖化対策を促進するため、民業者が実施する CO2 排出量の削減に資する設備導入について、埼玉県民間事業者CO2 排出削減設備導入補助金等の制度のさらなる拡充を図ること。
2. 太陽光発電施設の設置については、設置事業者に対して、各種法令や各市町村が定めたガイドラインの遵守・徹底を求め、農林部や都市整備部など関連する部局及び国、各市町村と情報共有・連携を密にし、地元の理解を得た上で設置を行うよう指導すること。
3. 耐用年数を迎える太陽光パネルが今後、大量に発生する見込みであり、その処理が大きな問題となることから、民間事業者がリサイクルを推進できるようこれまでの協議会や事業者との意見交換を踏まえた、処理体制の構築支援を進めていくこと。
4. 水質改善のため、浄化槽台帳の整備や浄化槽の法定検査の受検率向上に市町村と県がしっかりと連携して計画的かつ継続的に取り組むこと。
5. 台風等の浸水被害等により大量の廃棄物が発生することに備え、災害廃棄物処理施設の強靱化や水害対策等を市町村と連携し、取り組んでいくこと。
6. 県では、国の法律に基づいて「食品ロス削減推進計画」を策定したが、計画未策定の県内市町村に対しても同計画の早期策定を計画的に支援すること。
7. 資源の循環利用の促進と持続的な経済成長を両立させるサーキュラーエコノミーへの転換を進めていくため、中小企業の支援や県民への意識啓発に努めること。

8. 「彩の国みどりの基金」については、荒廃する森林整備に対する森林環境譲与税の活用と併せて山間部の間伐事業の財源になるよう努めること。
9. 「３Ｓ運動」など、ステージアップ事業の一層の充実を図ること。
10. 県が造成する産業団地等への産業廃棄物処理業者の立地を促進すること。
11. リチウムイオン電池が起因とみられる、火災事故が、ごみ処理施設で発生していることに鑑み、必要な普及啓発や技術支援を県として、積極的に行うこと。

【6. 農林部関係】

1. 大消費地圏内の産地という優位性を生かして県産農産物のブランド化、差別化を図るための6次産業化の強化など、販売対策を進めつつ、農業従事者の所得向上や雇用創出を図ること。
2. 農業の収益性向上や担い手育成のため、農地中間管理事業や基盤整備事業による効率化とDX導入を進めること。その上で、法人化による経営基盤の強化、現場の状況に即した新規就農者への支援を図ること。
3. 農業生産工程管理（GAP）やS-GAP実践農場の推進を継続し、より安全性の高い生産体制の構築を促し、埼玉県産農産物のブランド化に努めること。
4. 食料安全保障上の観点から、配合飼料価格について引き続き注視しながら、配合飼料価格安定制度の特例を活かし、実質的な生産者の負担増にならないよう、安定的な対策を実施すること。
5. 家畜伝染病（口蹄疫、CSF（豚熱）、ASF（アフリカ豚熱）、高病原性鳥インフルエンザなど）は社会的、経済的に与える影響が大きいため、徹底した発生リスクマネジメントに努めること。また、万一発生した場合に備えて、通報・防疫体制をより強固なものにするとともに、事案発生の際には、手当金や損失補填の手続きを直ちに実施すること。併せて、県主導による畜産従事者らステークホルダーの支援に努めること。
6. 頻発する農産物の盗難被害や鳥獣対策を市町村と協力し、生産者と連携を図りながら対策を強化すること。

7. IoTやビッグデータ・AI等の先端技術を活用した栽培管理支援システム等スマート農業を啓発し、生産現場において、「GNSS・LPWA・RKT」等の先端技術を活用や自動運転、施設自動管理システムの金銭的支援も含めた普及を図り、生産性向上に努めること。
8. 埼玉県農林水産業振興条例に基づき、農業に関する学科を有する高等学校において就業等に関する情報の提供その他の新規の就業等に対する支援に関する施策を充実させ、農業大学校との連携を強化しながら、営農に関する支援を行うこと。
9. 台風や雹（ヒョウ）、大雨などの自然災害により、農林業被害が発生した際には、早期に被害状況の把握に努め、営農再建に向けた支援を速やかに実施するとともに、被害を未然に防止する多目的防災網設置等への支援を行うこと。また、農業生産者に対し、農業共済または収入保険等、セーフティーネットへの加入を推奨すること。さらに、防災・減災の観点から、防災重点農業用ため池など農林業基盤施設の整備を集中的かつ計画的に推進すること。
10. 高騰する燃料・電気価格や肥料などのコスト増加や高温による収穫量の減少など経営への影響を踏まえ、農林水産業従事者への国の施策の周知・徹底を図り、県の施策も含め万全の対策を講じること。
11. 埼玉県主要農作物種子条例に基づき、県民の基礎的食糧である稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆の優良な種子を引き続き安定して生産・確保すること。
12. 新たな県育成品種について開発を進めるとともに、特に、気温上昇に対応する品種の開発を進め、それら生産拡大や販路拡大の支援をすること。

13. 需要に応じた米生産ができるような稲作経営の安定を実現するため、水田生産性の向上に資する圃場の大区画化や老朽化した農業インフラの更新を進め、効率的な水田経営の実現を図ること。また、需要が見通せない中、主食用米としての生産にとどまらず、米粉や飼料用米、子実用トウモロコシ等への作付転換をできるよう、柔軟な農地活用ができる県独自の取り組みを検討し、戦略的に進めていくこと。
14. 県産木材の利用促進のため、木材の需要（市場）と供給（生産）をつなぐプラットフォームの設置など、県が主体的にサプライチェーンの一本化に向けた整備を支援し、県産材の新たな需要や新しい産業分野の創出を進めること。
15. 国が利用促進を図っている CLT（直交集成板）について、県でも積極的に普及促進を図り、CLT材のプレカット工場等の県内誘致に向けた、検討をすること。
16. 森林施業の集約化・団地化や管理道の整備による路網の拡充など林業の生産性向上に努めること。
17. 県施設における県産木材の利用促進や「県産木材活用住宅等支援事業」の活用により、住宅の県産木材利用促進を図ること。
18. 2025 年に開催された第 75 回全国植樹祭の経験を活かし、「活樹」の取り組みを強化し、木材利用の推進を図ること。
19. 森林環境譲与税の活用については、森林が少ない都市部と山間部の市町村が連携し、森林整備や木材利用を進めるマッチングの更なる充実を図るとともに、市町村に対する平地林整備やナラ枯れ対策などへの充当の働きかけを積極的に行うこと。

20. 狭山茶における、奨励品種茶葉の醗酵研究を通じて、狭山紅茶や狭山烏龍茶など煎茶以外への利用について茶業者と連携して推進すること。また、新たな育成品種開発において、将来的な環境変化や消費者嗜好に柔軟に対応するために、開発期間の短縮を試みること。

【 7. 福祉部関係】

1. 県立リハビリテーションセンターについては、公的機能を重視しつつも、経営の効率化に努めること。
2. 生活保護・貧困層に対しては生活費の支援を行うだけでなく、就労・生活・学習等の支援を広く行うこと。また、生活保護の適正利用を確保するため、申請者の収入・資産・家庭状況に対し、丁寧な調査を行うと共にケースワーカーの大幅な増員に努めること。
3. 増加する認知症患者への対応として、認知症の早期発見、早期対応のための人材育成と認知症医療体制整備を行うこと。また、認知症患者の権利擁護や虐待防止、家族の介護疲れなどへの支援を強化するとともに、認知症の予防についても広く情報を公開し、研究への支援を行うこと。
4. 地域包括ケアシステムの地域への浸透を図るため、各市町村の特性に応じたきめ細やかな支援を行うこと。
5. 埼玉県ケアラー支援条例に基づき、次の施策を実施すること。
 - (1) ケアラーが医療資材や衛生資材等を確実に入手できるようになること。
 - (2) ケアラーを孤立させないために情報提供や専門の相談窓口の充実を図ること。
 - (3) 18 歳未満のヤングケアラーについてはその孤独感やストレスなどのケアを行い、勉強時間や自分時間を確保できるよう、支援すること。

6. ヤングケアラー支援について、小学生や中学生、高校生などのヤングケアラー実情を把握した上で、適切な支援を推進すること。
7. 介護職員の知識・技能の向上及び人材確保と定着のために処遇改善を強化すること。
8. 外国人介護人材を受け入れる事業者に対して、適切な支援を図ること。
9. 地域包括ケアシステムにおける在宅での生活が困難となった場合でも、安心して必要なサービスを受けられるよう、介護老人福祉施設などを適所に整備すること。また、施設整備は、ニーズを正確に把握し、空床削減や必要な箇所に必要な数を整備すること。
10. 判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度の利用や適正な財産管理について、的確な相談体制の整備が行われるよう、市町村への支援を行うこと。
11. 埼玉県障害のある人もない人もすべての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例に基づき、真の共生社会の実現に向けて、一層の周知を図ること。
12. 埼玉県手話言語条例に基づき、学校をはじめ職場、地域において手話を学ぶ機会を拡大するとともに、言語としての手話を普及させる環境づくりをさらに加速させること。また、市町村その他の関係団体と協力して手話通訳者、手話奉仕員等を養成するための支援を行うこと。

13. 情報アクセシビリティに対応するため、障害者、高齢者、その他の日常生活に又は社会生活において情報取得に制約がある方に対する支援の強化を図ること。
14. 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者、障害者、妊産婦、けが人等が円滑に利用できる「思いやり駐車場」の確保を事業者とともに進めること。
15. 発達障害に対する支援として、早期発見、早期療育を含め、診断や専門的支援のできる体制整備を進めていくこと。また、人材確保、人材を育成する研修体制の整備等について、積極的に推進していくこと。さらに、発達障害のある子どもを持つ保護者に対する支援を行うこと。
16. 中核発達支援センターにおける初診の待機対策について、基幹相談支援センター、児童発達支援センター及び地域の医療機関の緊密な体制を構築し、待機期間の縮小に努めること。
17. 障害者自立支援施設において、障害者が安心して自立した生活ができるよう、グループホームや障害者入所施設の整備を促進すること。また、グループホームの監査体制を強化して利用者目線での運営を指導すること。
18. 福祉施設に対して適切な運営が行われているか監査を実施するとともに、監査等を行う職員の専門的知識の習得を行い、福祉施設に適切な指導を図ること。
19. 埼玉県こども・若者基本条例の趣旨を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、自治体や各施設・機関と連携して、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援を行う体制を整え、母子・家族の心身のケアや経済的支援を行うこと。

20. 待機児童の解消はもとより、県内の安心できる子育て環境を守るため、保育士の人材確保・育成・定着・離職防止のため、国の公定価格による地域区分の等級について、地域格差が是正されるよう、あらゆる機会を捉えて国に働きかけるとともに、月例給与に対する県単独補助の上乗せを視野に、県として市町村へ積極的な財政支援を図ること。
21. 待機児童の解消はもとより、県内の安心できる子育て環境を守るため、幼稚園における預かり保育の拡充を支援すること。また、病児・病後児保育の充実等の保育ニーズに対応すること。
22. 埼玉県虐待禁止条例に基づき、関係団体等と連携し、虐待の未然防止や早期発見、早期対応、原因解明を行うこと。
23. 児童養護施設や里親制度の機能を強化をすること。そして、児童養護施設の入所者・退所者に対する的確な支援を行うこと。
24. 児童養護施設における人材確保のため、職員の処遇改善加算の拡充を検討すること。
25. 児童心理治療施設について、施設数の不足により、児童養護施設が受け皿となっている現状に鑑み、高校卒業時までを対象とした児童心理治療施設を増設すること。
26. 児童相談所一時保護所について、就学児童が、適切に学習できるよう、必要な人員や教材を配置すること。また、一時保護の体制強化を図るとともに、児童相談・一時保護について、19・20歳の自立支援に向けた適切かつ柔軟な取り組みを行うこと。

27. 児童相談所の体制強化のため、児童福祉司や児童心理司、保健師といった専門職の配置・増員に係る数値目標を、確実に履行すること。
28. 各児童相談所への一時保護所の設置を行うことをはじめとし、児童相談所の施設環境整備に早急に取り組むこと。
29. 児童の口腔衛生や虐待情報の把握と対応の観点から、児童相談所において、歯科医師による検診や適切な治療を行うこと。
30. こども医療費助成制度について、子育て世帯の経済的負担軽減、市町村の財政的負担軽減の観点から、更なる助成対象年齢の引き上げを実施すること。
31. 乳幼児期から継続して非認知能力の教育を進めるとともに、効果の検証をすること。
32. 生活保護世帯の学習支援事業利用率について5か年計画の目標値達成するように市町村と協力して、着実に進めること。
33. こども誰でも通園制度について、市町村のニーズや課題を把握するとともに、保育士確保などの対策を進めること。
34. 放課後児童クラブの待機児童の現状に鑑み、こどもの放課後の居場所として学校を活用するなど、幅広い対策を講じていくこと。また、放課後児童支援員不足の改善を図ること。

35. 発達の程度に応じて、健康や性に関する知識を得られるよう、部局横断や医療関係者等と連携を図りながら、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めること。また、プレコンセプションケアの推進を図るとともに、ユースクリニックの設置など多様な支援を実施すること。
36. ユースセンターについて、バーチャルユースセンターの充実強化とともに、市町村やNPO等のユースセンターの設置を積極的に支援すること。
37. 民生委員・児童委員について、なり手不足解消に向けた取り組みに早急に取り組むとともに、児童委員については学校との連携が取れる取り組みを行うこと。
38. 高次脳機能障害への支援について、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」にとどまらず、医療と福祉の連携の観点からも「高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築推進事業」を活用し、圏域ごとに診断できる拠点病院を指定し、支援を強化すること。
39. 第9期高齢者支援計画への実効性を担保するため、特別養護老人ホーム・介護老人施設など福祉施設の建設には、行政内手続きを迅速に行い、計画から工事着工までの期間の短縮を図ること。
40. 重度心身障害者医療費助成制度について身体・知的障害者の対象者に比べ、精神障害者に対する格差が生じている現状を踏まえ、精神病床入院など、重度医療の平等化を図ること。また、市町村の財政負担に鑑み、要望市町村を先行的に対象とし、計画的に拡大すること。

- 41. 児童養護施設について、発達障害児、特別支援学校・学級に通う児童についても、被虐待児童同様加算を行うこと。また、心理療養を要する児童の増加や地域分散化の進行などを見据えた心理職員の増配置を行うこと。
- 42. 県内7つの児童養護施設に付随する一時保護施設について、定員6名に対して2.5名の職員配置基準となっているが、各施設では、3名から5名の加算配置をし、支援業務の対応をしている。負担軽減のため児童相談所の一時保護施設と同様の職員配置基準に引き上げを検討すること。
- 43. 埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例に基づき、拉致問題解決に向けて更なる周知・啓発に努めること。
- 44. 核兵器の脅威に鑑み、80年前の広島・長崎の被爆体験を風化させず語り継ぎ、恒久平和に向けた取組を支援すること。
- 45. 結婚や妊娠・出産、子育てに関する情報発信について、産後ケア事業などの市町村が実施する事業についても、情報の収集及び整理を行った上で、県民に対して分かりやすい情報の発信に努めること。
- 46. こどもの居場所について、800か所以上を維持した上で、その居場所の質を向上していくために、こどもの居場所に関わる多様な関係機関や民間団体が有機的に連携することができる体制の構築に努めること。
- 47. 「こどもの貧困」対策の推進について、こどもの貧困の連鎖の解消に関する指標として、「生活保護世帯に属するこどもの高校進学率」を把握するとともに、その指標を向上するための取組を行うこと。

【8. 保健医療部関係】

1. 保健所の負担人口割合の適正化を速やかに実行し、県民が適切な保健指導を受けられる体制を整えること。
2. 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬を追加購入する際には、有効期限が迫ったものを廃棄することなく、有効活用を図ること。
3. HIVをはじめとする性感染症や避妊等、青少年を中心対象とした啓発事業の一層の充実を図ること。
4. 重症患者が的確な医療を受けられるよう、重症・中等症・軽症・無症状者の選別（トリアージ）を確実に実施できる体制整備を行うこと。
5. 今後の新たな感染症の発生に備えた保健医療提供体制の再構築と充実を図ること。また、要介護者・要支援者が、感染症等に感染した場合に備え、医療機関における福祉職員等の充実を図ること。さらに、要請に応じ、派遣できるような仕組みを整備すること。
6. 国民健康保険事業の安定的かつ、効率的な運営のため、保険税の収納率向上、医療費抑制等の取り組みを行うこと。
7. 重度心身障害者医療費助成制度において、公平性を図る観点から、負担能力のある方には相応の負担を依頼するという趣旨により、平成31年1月1日から導入されている所得制限を撤廃するとともに、令和4年10月1日より導入された既存受給者への所得制限見直しを行うこと。

8. 三次救急の負担軽減のため、大人・小児の緊急相談「#7119・#8000」など緊急相談窓口の利用を促進すること。
9. 県民が安心して出産できるように、助産師の積極的な活用と地域偏在の無い周産期医療施設の拡充を図ること。
10. 外国人の医療費の未払い・国保加入による医療の不正利用を目的とした来日など、法の隙間をついた医療受給への対応策を講じ、制度を明確化すること。
11. 大規模災害やテロに備え、地域医療・救急体制・消耗品等の整備・拡充を図ること。また、避難所等での感染症の広がりを防ぐため、ワクチン・予防接種の一定量の確保を行うこと。さらに、海外からの感染症流入にも備えること。
12. 医療供給体制の構築に向けて、エアポケットとなる地域がなくなるよう、県立病院の活用等を含め対応策を講ずること。
13. 鍼灸あん摩柔道整復師の施術所広告表示について、県として積極的に是正・指導を行うこと。
14. オンライン診療については、すべての人が安心して受診できるよう、環境を整備し体制を整えること。
15. ウェアラブル機器を活用し、患者の体調管理や急変時の往診に対応できるよう、DXを軸とした在宅医療ネットワークを構築すること。

16. 順天堂大学医学部附属病院の撤退に伴い、県内の医師確保対策は急務であるため、奨学金制度の見直しや医療機関への支援の充実に努めること。
17. 小児科医師や産婦人科医師、外科医師、救急救命医をはじめ、県内病院での医師不足と地域偏在化の解決を図るため、埼玉県で医療機関で勤務することのメリット訴求などの取組を積極的に進めること。また、若手医師が2年間の初期研修を終えて、すぐに美容医療に従事する、いわゆる「直美（ちよくび）」問題に対しては、国や県内医療機関と連携した取組を進めること。
18. 出産や育児などによる女性医師に対する離職防止や再就職のための支援を充実すること。
19. 医師の臨床研修期間を充実させるとともに、高度医療機器研修の機会を設けること。
20. 医師臨床研修マッチングの促進及び奨学金等の適切な措置を講ずるとともに、特に専攻医の確保に努めること。
21. 看護師や理学療法士などの医療従事者の確保対策として、ナースセンター事業による再就業支援を強化するとともに、医療機関に対する ICT 導入支援等による働き方改革を進めることにより人材の定着促進に努めること。
22. 歯科口腔保護対策として、乳幼児期から高齢者まで、フッ化物洗口や特定検診化などの切れ目のない歯科口腔支援を行うこと。

23. 障害児者等に対して歯科診療を行う埼玉県歯科医師会口腔保健センターについて、設備の更新と運営費補助の在り方に関して、他の公設5施設との整合性や公平性を考慮した支出に改めるよう努めること。
24. 不妊治療への支援として、不妊に対しての理解、知識の普及啓発を図り、妊娠を望む世帯への支援を拡充すること。
25. 産前・産後ケアの充実に向けて、「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」等をさらに推進させ、実施市町村の拡充を図り、また、民間の力を活用しながら、妊産婦の孤立の予防、きめ細やかな出産や子育て支援を行うこと。
26. 埼玉県受動喫煙防止条例等に基づき、喫煙や受動喫煙による健康被害防止のため、健康への影響などの情報提供や、ハームリダクション等様々な方法で禁煙支援を進め、県全体で喫煙対策を講ずること。また、望まない受動喫煙をなくすため分煙施設を計画的に設置すること。
27. 埼玉県ひきこもり支援条例等に基づき、ひきこもり状態にある方が相談可能な団体、伴走可能な団体を拡充させること。そして、その存在の周知をはかり、ひきこもり状態にある者及びその家族が必要な支援を受けられるように努めること。
28. 一般公衆浴場の経営安定化対策資金補助を適切に行い、経営改善への支援を行うこと。

29. 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例を踏まえ、飼い主、県、動物取扱業者の責務を明確化し、愛護動物殺処分ゼロに向け、責任を持って最後まで適正に飼育・面倒を見るよう、啓発に努めること。また、動物愛護推進委員の必要経費等の支援を拡充するとともに、悪質な業者等への立ち入りの迅速な対応と強化を図ること。
30. 患者の安全や医療費適正化の観点から重複投薬を防ぐ為、医師・病院・薬剤師等に働きかけていくこと。
31. オーバードーズ対策の充実を進めるため、県民へ向けた相談窓口の周知徹底を図ること。
32. 搬送困難患者の受け入れ体制の再構築を図り、重症疑い患者の搬送の円滑化を図ること。
33. 県立高等学校の学校歯科医師の適正配置について、現状では生徒数が800名以上の学校に対し、2名の学校歯科医師となっているが、学校歯科医師の負担軽減に向けて、引き続き見直しを行い、適正配置を図ること。
34. 結婚や妊娠・出産、子育てに関する情報発信について、産後ケア事業などの市町村が実施する事業についても、情報の収集及び整理を行った上で、県民に対して分かりやすい情報の発信に努めること。
35. プレコンセプションケアの推進について、思春期の子どもが、身近な場所で性に関する様々な相談をすることができるよう、市町村における相談体制の整備を支援するとともに、その相談内容に応じて、産婦人科などの医療機関をはじめとした関係機関との連携を図り、必要な情報やサポートを提供することができるよう、市町村への支援に努めること。

【9. 産業労働部関係】

1. 地場産業の育成、地元商店街の活性化及び小規模事業者の活力を高めるため、商工団体への支援を拡大すること。
2. エネルギー・原材料価格高騰や人手不足により、厳しい経営環境にある中小企業・個人事業主に対して、事業継続に資する適切な支援と支援情報の周知を徹底すること。また、事業承継、円滑な廃業ならびに新たなスタートについても支援を行うこと。
3. エネルギー・原材料価格高騰に加え、米国の関税措置等が企業経営に与える影響が懸念される中、「成長と分配の好循環の実施」に向け県内企業の継続的な賃上げ実現に向け取り組むこと。
4. 今後の成長戦略の前提となる DX を着実に推進すること。併せて、そのための IT 人材育成の取組を含めた、体制整備を進めること。
5. 小規模事業者等のキャッシュレス化拡大に向け、支援すること。
6. 先端産業の育成・集積を着実に進めるため、デジタル技術を活用し国と連携した効率的な開発支援を行っていくこと。また、県内中小企業の参入支援に注力し、参入企業への研究開発後の事業化支援、販路開拓支援、産業集積への取組の充実を図ること。
7. 農業大学校跡地周辺地域整備基本計画に基づき S A I T A M A ロボティクスセンター（仮称の）整備を着実に進めるとともに、渋沢 M I X との相互連携を図り、全国に誇れる設備にすること。

8. 首都圏中央に位置する本県の優位性を生かし、高速道路網などの交通インフラを充実させ、より積極的に企業誘致を図ること。
9. 海外市場の開拓による県内企業の販路拡大を実現するため、ジェトロ埼玉事務所を有効に活用し海外ビジネス展開を進めること。
10. 県のシンボルとなる国際見本展示場、国際会議場を整備し、県内産業全般の発展を図ること。
11. 埼玉県産業やものづくりの根幹をなす中小企業・小規模事業者の魅力発信、マッチング支援などを行い、次世代を担うものづくり人材の確保、人手不足解消に努めること。
12. 非正規雇用、正規雇用にかかわらず、就業を希望する者が意欲と能力に応じて活躍できる環境を充実させること。
13. 障害者法定雇用率の引き上げに伴い、障害者に対する就業支援を充実させ、雇用率の向上に資する取組を進めること。また、民間企業の障害者雇用の受け皿の拡大、職場定着の支援を充実させること。
14. 女性活躍支援のため、意欲ある女性がその力を存分に活かし活躍できるよう、就業・起業、希望する雇用形態の確保などの支援を図ること。
15. 高齢者の就業の促進を図り、地域経済の活性化につなげる取組を着実に進めること。
16. 県内企業がサーキュラーエコノミーに取り組めるよう支援メニューを示すこと。

17. サプライチェーン対策による国内投資促進事業にあわせて、国内回帰企業の県内誘致支援を行うこと。
18. 疾病や障害を抱える労働者が安心して相談や支援を受けられるよう、公共機関や医療機関に専門人材を配置し、総合的な相談体制を確立すること。また、そのために必要な市町村への支援を行うこと。

【10. 企業局関係】

1. 圏央道を始めとする「県内高速道路網」および「幹線道路網」等の地域資源や公共機関の信用・能力・実績等の経営資源を活用して早急に産業団地の整備に取り組むこと。
2. 地域整備事業が整備する産業団地において、工業用水や雑用水の供給規制を緩和し、企業が利用しやすい環境を整えることで、新たな需要の拡大と創出を図ること。
3. 大規模地震、水質事故などの災害・事故に対し、安定した水道用水の供給が図れるよう水道施設の強靱化を計画的に行うこと。
4. 水道事業においては、水需要に応じた余剰施設の整理や、効率的な事業運営を行うこと。
5. 計画進行中の吉見浄水場や大久保浄水場以外の浄水場についても、高度浄水処理の導入促進を図ること。
6. 地域格差のない安定的な水供給の確保に向け、更新需要、財政収支の見通しを的確に把握し、計画的な事業運営に取り組むこと

【1 1. 県土整備部関係】

1. 社会基盤を重点的・効果的に整備するため、社会資本整備重点計画の着実な達成を図ること。また、直轄事業負担金制度を見直すよう国に要望すること。
2. 高速道路から生活道路に至るまでの体系的な道路網の形成を強力に推進し、交通渋滞を解消することにより、経済コストの軽減及び県民生活の向上と沿道の環境改善を図るため、次の施策を推進すること。
 - (1) 高規格幹線道路や地域高規格道路及び直轄道路事業の整備・促進
 - (2) 県内における重要物流道路の指定、及び予算の重点配分による整備促進
 - (3) インターチェンジ及びスマート IC へのアクセス道路の整備
 - (4) 交通渋滞の著しい国道・県道のバイパス整備や現道拡幅及び交差点における右折帯等の積極整備
 - (5) 都市の骨格となる街路の整備
 - (6) 災害に強い道路の整備
 - (7) 老朽化している橋梁の改修・耐震補強の早急な実施
 - (8) 鉄道と公道との立体交差化の推進
 - (9) 開発地域における企業立地を促進する道路の整備
 - (10) 観光まちづくりを支援する道路の整備
 - (11) 幹線市町村道の整備促進
 - (12) 都県境の都市計画決定している道路・橋梁の早期着工

- (13) 自転車等の通行環境の整備
- (14) 自動運転技術などの実証、整備
- (15) 道路冠水想定箇所における注意喚起、事故防止設備の整備
推進、及び市町村への支援
- (16) 右折帯の整備が困難な交差点に対しては、時差式信号機の設置など改善・整備を進めること。

3. 「安全で快適な道づくり」を推進し、県民が豊かさを実感できる道路環境を創造するため、次の施策を推進すること。

- (1) 通学路の安全確保対策や緊急事故防止対策等の交通安全施設の整備
- (2) 必要な交差点への歩車分離信号の整備
- (3) 都市計画道路の規格に沿った歩道整備
- (4) 電線類の地中化の推進
- (5) 定期的修繕、側溝整備、草木伐採等の道路環境の整備
- (6) 山間部道路の安全を確保するための災害防除施設の整備
- (7) 道路利用者に快適な休憩場所を提供するとともに、地域の振興と自然災害発災時の支援と復興の拠点となる「道の駅」の早期整備
- (8) 歩道未整備の狭隘踏切の拡幅整備
- (9) ロードサポーター制度のさらなる推進
- (10) 歩道橋の要否及び通学路の安全性の定期的な見直し

4. 強靱な県土づくりを図るため水害・土砂災害の軽減に次の施策を推進すること。

- (1) 県内の治水対策の基幹的役割を担う直轄河川事業の促進
- (2) 河川整備と流域の雨水流出抑制を一体的に行う総合治水の推進に向けた調節池の整備
- (3) 河川と下水道の連携による内水被害の軽減対策

- (4) 河川管理施設の適切な機能保全
- (5) 土砂災害防止施設の整備
- (6) 森林の環境整備
- (7) 河川と都市公園内の遊水・貯水機能を有する施設の機能向上と一体となった治水対策
- (8) 河川の浚渫および堤防保護のための適正な草木伐採の促進
- (9) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に沿い、国、市町村と連携を図り、切れ目なく円滑な事業の実施。
- (10) 総合治水に向けた調節池が完成するまでの間の上流部地域の内水氾濫への十分な対策の実施。

5. 頻発・激甚化する豪雨災害に対し、流域治水の観点から地域が連携し、多重防御治水による社会的、経済的被害の最小化を目指した災害対策を積極的に進めること。

6. 埼玉の川が持つポテンシャルを県民生活や地域振興に活かすため、地域住民や活動団体、さらに民間事業者など多様な主体と連携し、より魅力ある水辺空間の創出や持続的な利活用を推進すること。

7. 公共事業を円滑に進めるため、公共用地の計画的な取得を図ること。

8. 代替地提供者に関わる譲渡所得の特別控除額の大幅引き上げと納税猶予農地を事業用地として譲渡した場合の贈与税、相続税の免除措置を実現するよう引き続き国へ要望すること。

9. 埼玉県中小企業振興基本条例に基づいて、次の施策を強く推進すること。

- (1) 大手企業による受注の際、地域要件、地域加点を設けるなど、県内中小企業者の受注機会の拡大に向けた取り組みを推進すること。

- (2) 公共工事の価格設定については、現場や時期、原材料等の実情を踏まえること。また、下請けも含めた企業の健全経営を考慮した価格の適正化を期すること。
 - (3) 公共工事における県内中小企業の受注機会を拡大する施策を推進すること。
 - (4) 公共工事すべての入札制度の最低制限価格を引き上げること。
10. 地域の発展と安全を支える建設業の担い手確保・育成を図るため、次の施策を強く推進すること。
- (1) IoT やビッグデータ・AI 等を活用した DX による生産性の向上
 - (2) 計画的な発注と施工時期の平準化及び、働き方改革に沿った労働環境実現のため、適正な工期の確保
 - (3) 若者や女性等担い手の中長期的な確保・育成に向けた取組
11. 安定的な財源措置や国庫補助の拡充を含めた予算確保を強力に推進すること。
12. 土木技術系職員を増員するとともに、資格を持つ土木系職員を対象とした新たな手当てを創出すること。
13. 昨今の労務費、原材料費、エネルギーコスト等の高騰を踏まえ、工事等を発注する際は速やかに価格へ反映させること。

14. 建設現場における働き方改革の一環として、酷暑対策や週休2日制の実現を考慮した適正工期の確保を推進すること。また、それらの取組に対応するため、設計労務単価や現場管理費・一般管理費の引き上げを含む積算基準の見直しを図ること。
15. 道路標識や電気設備などの専門工事について、分離発注の拡大を検討し、専門工事業者の育成と技術力維持を支援すること。
16. 一級鋼橋塗装技能士や畳製作一級技能士といった高い技術を持つ技能士の資格について、入札時の配置技術者要件や総合評価方式での加点対象とすることを含め、評価を高めるための優遇措置を検討すること。

【12. 都市整備部関係】

1. 土地区画整理事業や公園整備事業など都市基盤整備に係る公共投資を着実に速やかに実施するため、次の施策を推進すること。
 - (1) 県有の公園や県有施設等について、PPP手法を用いるなどして、魅力の向上および効率的な運営を図ること。
 - (2) 県民1人当たりの公園面積が依然として全国平均と比較して低いため、県営公園の未整備地を早急かつ計画的に整備すること。
 - (3) 藻やアオコが発生する県営戸田公園など、スポーツ競技場を併設した公園については、フィールドとしての機能確保の観点から適正な管理を行うこと。
 - (4) 首都直下型地震などに備えるため、木造住宅密集地域の火災に強いまちづくりを進めるとともに、倒壊の恐れのある建築物の耐震化を進めること。特に、耐震ブレーカーの普及拡大・促進に努めること。
 - (5) スマート IC 周辺エリアの土地利用について、市町村に対する支援と県自らシティプロモーションを推進し、有効な活用を推進すること。
2. 頻発・激甚化する豪雨災害に対し、都市整備、まちづくりにおいても災害対策を積極的に進めること。
3. 子育て世帯や高齢者をはじめとする多様な住環境を整えるため、次の施策を推進すること。
 - (1) 借上型の県営住宅の供給に当たっては、人口・世帯数の減少予測を踏まえた供給とすること。

- (2) 既存の県営住宅の建て替えに際しては、周辺地域の賃貸住宅や空き家状況を踏まえ、福祉施設や民間施設を併用するなど、民間活力の導入を図り、用地の有効活用を推進すること。
- (3) 住宅政策の面から少子化対策を推進するため、子育て世代向けの住宅の供給を促進すること。
- (4) 「特定空き家」の増加を未然に防ぎ、活用可能な空き家の市場流通を促進すること。また、民間事業者が空き家所有者情報を有効活用できる方策に取り組むこと。
- (5) 産業団地整備等により新たに雇用された者の定住促進を図るため、市街化調整区域における住居確保のための技術的支援や助言を、市町村に対して積極的に行うこと。

4. 不動産鑑定業務の適正化

- (1) 公共事業用地の取得における不動産鑑定報酬について、国土交通省の「用地対策連絡協議会（用対連）」の基準を完全に踏襲し、専門性を確保できる適正な報酬額を確保するよう、報酬規程の改定を検討すること。

【13. 教育局関係】

1. 学校教育全般

- (1) 学校・地域・家庭が連携し、多様な教育活動が展開できる体制づくりを支援し、児童・生徒の学びの場を強化すること。
- (2) 学校施設の整備並びに教育機器の充実など、時代の変化に即応できる教育環境を整備すること。
- (3) 不登校の児童生徒について、その要因の把握に努めるとともに、相談体制の充実、本人の実情に応じた学びや交流の場の充実を図ること。
- (4) 教育機関等におけるいじめ防止対策推進に向け、発生時期や環境に関する継続的な実態把握調査を実施し、データに基づく予防・早期発見・検証のサイクルを構築すること。また、問題に対しては早急な調査と対応を図ること。
- (5) 乳幼児期から継続して非認知能力の教育を進めるとともに、効果の検証をすること。
- (6) 社会全体のグローバル化の進展に対し、日本人の考え方や日本人としてのスタンスを国際社会の中で確実に表明できるよう、我が国の歴史認識をより高めるとともに、グローバル社会にも対応できるキャリア教育に努めること。
- (7) 学校の教材が、学習効果を高め、児童・生徒の基礎的・基本的な学習理解の増進を図る上で極めて重要なことから、計画的な教材を推進すること。
- (8) DX時代の教育・指導の在り方を再検証する中で、学校間や家庭環境に起因するDX格差をなくす取組を進めること。

- (9) 先進的な教育活動をするため、教育データのガバナンス整備、生成AIリテラシー教育を推進すること。
- (10) 埼玉県ケアラー支援条例及び支援計画に基づき、ヤングケアラーが学びの機会を十分に得られるような環境を整えるとともに、心身の健やかな成長・発達が図れるよう、必要な取組を行うこと。
- (11) ヤングケアラーへの支援について、小学生や中学生、高校生などのヤングケアラー事情を把握した上で、適切な支援を推進すること。
- (12) 埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例に基づき、市町村並びに諸団体と協力して、県民・児童生徒の体力向上に努めること。
- (13) 埼玉県文化芸術振興基本条例に基づき、伝統芸能に対する理解及び関心を深める施策を推進し、学校教育の文化芸術活動にも重きを置くこと。
- (14) 埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき、幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進並びにこれらの者のう蝕罹患状況の地域間格差及び個人間格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めること。
- (15) 埼玉県がん対策推進条例に則り、がんに対する正しい知識を深め、小児がん罹患したがん患者に対する教育の機会の確保、小児がんの特性に配慮したがん患者等に対する相談支援その

他の小児がん対策の推進に必要な施策を講ずるよう努めること。

- (16) 埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき、学校等、家庭及び地域住民等と連携して、児童・生徒が犯罪被害を受けないようにするための教育の充実に努めるとともに、児童・生徒が犯罪を行うことのないよう、規範意識を養い、健全な社会生活を営むことができるようにするための教育の充実に努めること。
- (17) 埼玉県手話言語条例に基づき、ろう児等が手話を学び、手話で学ぶことができるよう必要な措置を講ずるよう努めること。また、ろう児等以外の児童・生徒との交流の機会を充実させることにより、相互理解の促進及び手話の普及・啓発に努めること。
- (18) 埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例に基づき、共生社会の推進に果たすべき教育の役割の重要性に鑑み、インクルーシブ教育を推進し、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。また、インクルーシブ教育の推進において、施設の統合という形式面のみならず、確かな教育効果が得られるよう内容の充実を図ること。
- (19) 埼玉県農林水産業振興条例に基づき、農業に関する学科を有する高等学校において就業等に関する情報の提供その他の新規の就業等に対する支援に関する施策を充実し、農業大学校との連携を強化し、営農に関する支援を行うこと。
- (20) 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童・生徒及びその保護者

に対し、虐待の防止等のための教育又は啓発に努めるとともに、業務を担当する部局の相互の連携を強化し、虐待の防止及び早期発見等につなげること。

- (21) 埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例に基づき、児童・生徒に自転車交通安全教育を行うこと。また、児童・生徒及びにその保護者に対し、自転車損害保険等への加入義務に関する情報を確実に周知すること。
- (22) 埼玉県特殊詐欺撲滅条例に基づき、被害に遭わないようにするとともに犯行に加担しないようにするため、特殊詐欺の被害の防止に関し、知識の普及及び啓発のための広報活動、教育活動その他の必要な措置を講ずること。
- (23) 埼玉県ひきこもり支援に関する条例に基づき、ひきこもり支援に関する施策を市町村及び民間支援団体等と相互に連携を図り、総合的に実施すること。
- (24) 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例に基づき、学校の授業その他の教育活動において、性の多様性の理解を深めるため、学校の設置者と連携し、必要な施策を講ずること。
- (25) 埼玉県部落差別解消の推進に関する条例に基づき、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発を行うこと。
- (26) ラーケーション制度の導入について検討すること。
- (27) 各種団体の協力を得て行う生徒対象の授業等に対し、実費も含め適正な対価の支払いを行うこと。
- (28) 生命を守るための災害対策と、教育機会を守るための暑さ対策の両面から、全ての県立学校の体育館へのエアコン等の

空調設備を早期に導入すること。

- (29) WBGTの活用や水分・休憩確保など科学的根拠に基づく熱中症対策を徹底するとともに、児童生徒の身体が暑さに適応できるよう段階的な暑熱順化を推進し、安全を確保すること。

2. 教職員

- (1) 不祥事の根絶に向けて、児童・生徒に向き合う教職員に負担をかけることなく、教職員の意識改革を行えるよう、不祥事防止研修プログラム等を効率的に活用し、実施すること。職場環境が、高ストレス化していないか点検し、不祥事防止につながる職場風土醸成にも努めること。
- (2) 児童・生徒に対してのわいせつ行為により懲戒処分を受けた教員が再び教壇に立つことのできない方策を講じること。
- (3) 教師と児童・生徒が向き合える十分な時間を確保できるよう、必要な人材の配置を進めるとともに ICT を活用し学校・教職員に対する事務的な業務負担を少なくすること。同時に、これまで存在していた事務等についても、十分に精査し、働き方改革を実践し、効率化を図ること。
- (4) 入学式・卒業式等には式場に国旗を掲揚し、教職員の起立・国歌斉唱の徹底を図ること。
- (5) いじめや社会的養護を必要とする児童・生徒等に真剣に

向きあう教職員の育成を推進すること。

- (6) 採用選考試験の工夫・改善、また教職員の人事評価制度の充実等により、優れた教員の確保や資質の向上に努め、学校教育の質の向上を図ること。
- (7) 有能な教員確保のため、埼玉県教員志望者の拡大を図るための施策を行うこと。
- (8) 教職員の人材不足・若年化が進む中、教育の質を担保するため、教育現場内における教員退職者の積極的活用を推進すること。
- (9) 多様性を確保するためにも、民間企業等に勤務経験のある教員の採用を拡大していくこと。

3. 小中学校教育

- (1) 学校給食を活用し、食育や地産地消の推進を図ること。
- (2) 性病や望まない妊娠等が生じないように、適切な性教育を実施すること。
- (3) 学校運営に係る業務負担が増加していることから、主幹教諭の全校配置を推進し、より組織的な学校運営の充実を図ること。
- (4) 主体的に自己の進路を選択できる能力を身につけられるよう、児童・生徒期からのキャリア教育の充実を図ること。

と。

- (5) 全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査の結果を真摯に受けとめ、多面的、多角的に調査結果を分析し、課題を把握すること。また、課題を踏まえて教員の指導力改善、児童・生徒の学力向上に活かすこと。
- (6) 「小1 プロブレム」及び「中1 ギャップ」の解消に努めること。
- (7) 読解力は学力向上の基礎であり、豊かな感性の醸成に資することから、読書活動の更なる推進を図ること。
- (8) 児童の放課後の居場所づくりの取組を強力に支援すること。
- (9) 部活動の地域連携については地域との連携・協働により多様な活動ができるよう、地域差の生じない環境の整備を進めること。また、指導者の資質については専門性を有し、子どもたちの心身の健全な育成に資する教育的視点に立った指導者の確保に努めること。
- (10) 水泳授業・プール施設管理の外部活動が進む中であっても、児童生徒の泳力が低下することのないよう、指導内容や評価の充実を図ること。

4. 高等学校教育

- (1) 県立高校のトイレ改修については、早急に工事を実施すること。
- (2) 農業、工業、商業等、専門的な教科が学べる高等学校においては、

時代のニーズにあった教育内容となるように充実を図ること。

- (3) 消費者教育推進法の趣旨を踏まえ、契約等一部民法を含む消費者教育の徹底を図ること。
- (4) 18 歳選挙権の実施に伴い、政治的中立性を確保しつつ、主権者教育を充実すること。
- (5) 県立高校におけるグローバル人材育成の成果について検証し、その結果を明らかにするとともに、より効果の高い事業への改善を図ること。
- (6) 世界で活躍する人材育成を見据え、国際バカロレア高校の設置推進等を図ること。
- (7) 闇バイトやブラックバイト、悪質商法被害等にあわないよう、全高等学校において、労働法制、各種契約の知識習得を推進すること。
- (8) 将来にわたり主体的に生活設計を行えるよう、金融リテラシー教育を体系的に充実させること。
- (9) 中高一貫教育については、時代のニーズに合わせ推進すること。
- (10) 意欲に応える学習機会の確保に向けて、定時制課程・通信制課程・パレットスクール・不登校特例校等の充実を図ること。

- (11) 県立高校の再編に関しては、地元市町村の理解を得た上で進められるよう、統廃合の決定に至る前の段階で地元市町村と十分な協議が行える方策を実施すること。また、跡地の有効活用についても検討すること。
- (12) 県立高校の別学・共学のあり方については、県民の意見を踏まえつつ、特色や受験機会の均等、さらなる魅力づくりを考慮し、教育委員会が総合的かつ主体的に検討を進めること。

5. 特別支援教育

- (1) 特別支援学校については、今後の各地区の児童・生徒の増減の見込み、障害の状況等を踏まえて新設ならびに適切な整備を行うこと。
- (2) 特別支援学校の送迎バスのさらなる内容の充実を図るため、バス会社の入札に関して、総合評価方式の導入等、実情に合った制度とすること。
- (3) 特別支援学校の送迎環境の改善を図るため、添乗員の加配、増便および通学時間の短縮等を進めること。さらに医療的ケア児など送迎バスを利用できない児童・生徒の通学手段についても必要な財政措置を行うこと。
- (4) 卒業後の自立・就職に向けて、芸術的な能力、緻密な継続作業の能力、ICT 能力など、様々な個性を活かし就業

し続けられるよう、教育内容の充実を図ること。

- (5) 特別支援学校教諭免許を有する正規採用教員による手厚い教育が行えるよう、人員確保のための予算措置を講じること。

6. その他

- (1) 教科書採択において教職員・教育委員会に対して「検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。また、機会・期間を問わず、一切の供応を受けない。」と定めた本県のガイドラインの遵守を徹底すること。
- (2) 社会科の教科書の選定に当たっては、学習指導要領に準拠し、検証可能な史料に基づく客観的で多角的な記述がなされ、特定の思想や立場に過度に偏らない教科書を採択すること。
- (3) 児童・生徒がゲームやスマートフォン、SNS等に過度に依存することのないよう、健全な生活習慣を確立するための取り組みを推進すること。
- (4) SNSをはじめとするネットによるトラブルがなくなることから、ネットアドバイザー等による教員・保護者向けの講習等を実施すること。
- (5) 児童・生徒から保護者、教員に至るまであらゆる世代に対し、ネット利用に伴うリスクや課題に適切に対応で

きるよう、ネットリテラシー教育を体系的に強化すること。

- (6) 市町村と連携し、学校その他の教育機関において児童・生徒が生活習慣病等に関する理解を深めるための教育施策を講じること。
- (7) 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、覚せい剤、危険ドラッグ等、危険薬物の怖さを知るため、薬物乱用防止教育の実施等の施策を講じること。
- (8) 単独調理方式（自校方式）における栄養教諭・学校栄養職員の複数校勤務を解消し、１校１名の栄養教諭配置を図ること。
- (9) 埼玉県教育委員会並びに埼玉県立総合教育センターに栄養食育専門の教諭を配置して、質の高い食育の展開を図ること。
- (10) 県立図書館のリニューアルに当たっては、改めて県立図書館の使命を再定義するとともに、市町村図書館との役割分担を図りつつ、地域研究や郷土資料の体系的な収集・保存に努めること。併せて、郷土資料や行政資料のデジタルアーカイブ化を推進し、オンラインでの閲覧・活用を可能とすること。
- (11) 観光資源ともなる県内文化財の保護の強化、及び広報の充実を図ること

【14. 危機管理防災部関係】

1. 自然災害等に備え、各市町村での自主防災組織の更なる育成や消防団員の加入促進・活動支援を図り、地域防災力強化を図ること。
2. 県の災害対応力の強化には、専門的な知識や能力を有する様々な官民の機関による連携が重要であることから、これら機関の連携強化を図ること。
3. 市町村の災害対応力向上のため、県図上訓練等のノウハウを生かした支援を図ること。
4. 国内で発生した過去の大規模火災を教訓に、消防消火体制の強化を図ること。
5. 水難事故や洪水等の発生時に人命救助で活躍している水陸両用の災害救助艇「エアボート」を活用、またはその民間団体と連携し、救助体制の構築を図ること。
6. 災害時において、地上系通信網が遮断された場合は、被害状況の把握が遅れる要因になることから、災害の影響を受けにくい衛星系通信網の活用など、非常用通信手段の更なる機能強化へ向けた対策を図ること。
7. 災害発生に備え、マンホールトイレを緊急時に使用できるよう、周知に努めること。
8. 災害時に避難場所として重要な役割を果たす県有施設について、震災や風水害対策、感染症対策などを講ずるとともに、各市町村と密に連携して運用に万全を期すること。また、密を避けるため避難所を増設し、夏季の暑さ対策を図ること。さらに、要配慮者等への支援体制を強化すること。

9. 災害に的確に対応するため、県内危険建築物に関する情報を危機管理防災部で一元的に集約し、必要に応じて活用できる体制を強化すること。
10. 災害支援に派遣する県職員の支援体制について、派遣先自治体と連携して、活動環境や支援体制に万全を図ること。
11. 災害時等における災害弱者避難、ペット同行避難について、避難所における受け入れ環境の整備支援、および運営マニュアルの充実を図ること。
12. 帰宅困難者対策として、周知啓発活動を推進するとともに、一時避難所や備蓄の拡充について、関東近県や鉄道事業者との連携を強化すること。
13. シェイクアウト埼玉～県内一斉防災訓練～は、短時間で、誰でも、どこにいても実施できる訓練であることから、県民・企業・団体に積極的に協力を求めること。
14. 消防学校の訓練施設や教育施設の更新を進め、併せて宿舍の環境を改善し、消防職員の研修体制を充実させること。

【15. 警察本部関係】

1. 教育・訓練施設の更新を進め、併せて宿舍の環境を改善し、警察官養成の教育体制を充実させること。
2. 県警本部の独立庁舎化に向けた具体的方策を検討するとともに、警察公舎、交番・駐在所等の施設整備・環境改善を推進すること。
3. 警察活動基盤の整備として、警察施設や車両、装備資機材の充実、およびデジタル技術の活用による業務効率化を図ること。併せて、地域人口や刑法犯認知件数などを考慮した警察署の配置とすること。
4. 県民生活における、安心安全の向上に向け、警察官一人あたりの負担軽減を図れるよう、警察官の更なる増員を求めること。
5. 埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づき、被害者（家族等を含む）支援の充実と市町村連携強化を図ること。
6. 警察活動は、県民の信頼の下に成り立っていることを強く自覚し、人権を尊重した適切妥当な職務執行（言動）に努めるよう署内外で活動する警察官に対して教育・指導を徹底すること。
7. SNS に起因した犯罪被害防止対策の充実・強化を図ること。
8. 埼玉県特殊詐欺撲滅条例に基づき、悪質・巧妙化する「振り込め詐欺」など特殊詐欺の撲滅に向けて、被害の未然防止、啓発から摘発までを一体的に担う捜査員の更なる拡充を行い、県民の安心安全の向上を図ること。
9. 交通事故死者数のうち高齢者の割合が全体の半数を超えて

いることから、高齢者の交通事故防止のための啓発活動をより一層推進すること。

10. 摩耗した道路標識や老朽化した信号機・道路標識等の更新を強化推進するとともに、県民要望の強い箇所の信号機の設置を図ること。
11. 悪質なあおり運転被害における重要な証拠となりうるドライブレコーダーの設置促進に向け、普及を促すこと。
12. 増加するローリング族等の暴走する車両の取り締まりの強化を図ること。
13. 通学中の交通事故を無くすため、横断歩道の設置など通学路の安全対策の更なる強化を図ること。
14. 水難事故や洪水等の発生時に人命救助で活躍している水陸両用の災害救助艇「エアボート」を活用、またはその民間団体と連携し、救助体制の構築を図ること。
15. 電動キックボードなど、特定小型原動機付自転車に関する交通ルールを周知し、関係機関と連携を図ること。
16. 防犯、交通法規遵守の観点から、高速道路、国道、県道などの幹線道路を中心に、防犯カメラや自動取締装置の設置を増やすこと。
17. 安全輸送と交通事故防止の観点から、建設業界における過積載防止に向け、摘発・取締等の強化と併せ、事業者・荷主への指導を徹底すること。
18. 祭りなどの地域行事における雑踏警備について、県民が円滑に運営できるよう、警察は地域と十分に調整をおこない、適切な体制を敷くこと。

19. 自転車乗車中のヘルメット着用を啓発するとともに、自転車の関係する交通事故を防止するため安全ルールの周知を図ること。また、刑法認知件数の 3 割を占める自転車盗の対策を推進すること。
20. 外国人犯罪に対し、多言語対応を含む専門知識を有する人材の育成・配置等により体制を強化し、地域社会の安全を確保すること。
21. 埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例に基づき、警察職員に対し、拉致問題等に関する研修、その他の必要な取組を推進すること。
22. 要人警護の強化に向けて、専門知識を持つ人材の育成や訓練を強化し、対応能力を向上させること。
23. 大宮駅東口防犯カメラ整備事業について、県の責任において継続的に実施すること。

【16. 下水道局関係】

1. 流域下水道事業においては、昭和 42 年 3 月の事業着手から 50 年が経過し、施設・設備の老朽化対策や長寿命化、耐震対策など数多くの課題を抱えている状況に鑑み、財源や人的資源を最大限に活用しながら、事業の平準化や規模の適正化、施設や機能の重要度や事業の優先度などを総合的に捉え、計画的な事業執行に取り組むこと。
2. 公共下水道事業の現場では、技術職員の不足や技術の継承が大きな課題となっている。県にあっては、技術職員の増員を図りながら、応能の処遇をし、市町村に対しての技術支援や下水道の広域化、下水汚泥の共同処理化などを積極的に支援すること。
3. 首都直下型地震や豪雨による大規模災害を鑑み、県においては流域下水道の災害対策はもとより、市町村の公共下水道も含めて総合的な災害対策に取り組むこと。
4. 今後、管渠や土木構造物が本格的に改築更新期を迎えることになるため耐震化についてはそれらの時期までに重点的に取り組むこと。
5. 道路陥没事故に鑑み、老朽化した下水道管が道路陥没の原因となりうることから、設置から長期間経過した管渠について、計画的な特別調査を推進し、緊急性や重要度に応じた修繕・更新を速やかに実施すること。
6. 県内の下水道普及率を向上させるため、下水道事業の整備促進を図ること。また、多発する豪雨による市街地の浸水被害を軽減させるため、下水道の管渠や水路、貯留施設等の整備を推進すること。

【17. 八潮市道路陥没事故関係】

1. 道路陥没事故による被害を受けている全ての住民や事業者に寄り添い、今後も適切に補償に関する対応を行うとともに、事故対応に関する情報提供を積極的に行うなど、きめ細やかな支援を行うこと。
2. 下水道の管理主体たる責任として、下水道管の腐食と崩落に至った原因・メカニズムを明らかにし、国が示してきた調査手法や調査頻度の妥当性を検討し、補修・補強などのメンテナンス技術と管路マネジメントの在り方の早期確立に努めること。
3. 八潮市道路陥没事故の復旧事業に関し、地方自治体と住民の負担がないよう最大限の財政措置を行うとともに、地方自治体と連携して新たな補償制度を創設するよう国に求めること。
4. 市町村や受益者の過度な負担とならないよう、地方自治体の意見を十分に聴いた上で、国費の充当も含め、下水道施設の改修・更新に係る費用負担の在り方を見直すとともに、維持管理費用の低減を図るため、維持管理効率を高める方策を検討するよう、国に求めること。
5. 今後の人口動態や集住率、地形等の地域特性などを踏まえ、適切な下水道管理区域の設定、合併浄化槽の有効活用、複線化が必要な地域の選定などを行い、持続可能な下水道管理体制について、あらゆる可能性を検討するよう国に求めること。

6. 都道府県や市町村が、国の定めた基準等に基づく下水道施設のマネジメントを確実に行えるように、国は十分な予算を確保し、国庫補助率や地方交付税措置率を引き上げるなど、都道府県や市町村が受け取ることができる額の増額を図るよう、国に求めること。
7. 路面下探査技術の研究開発のための予算を十分確保するとともに、産学官連携を推進し、研究機関や民間企業の研究支援や新たな調査手法の導入推進を積極的に行うよう国に求めること。